



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4177 号 2018.1.29 発行

よその子、叱れる？ 専門家「親の信頼関係が鍵」 神戸新聞 2018年1月29日



「たからづか子ども食堂」で参加者と会話するスタッフたち。楽しんでもらいながら安全確保にも気を配る＝宝塚市安倉西2

公園やショッピングモールなどで、子どもが大騒ぎしたり、物を振り回したりしている場面に遭遇したことはないだろうか。迷惑には違いないし、けがをしたらまずい。「注意したろ」とは思っても相手はよその子。親に“逆ギレ”されても厄介やし、と結局見て見ぬふりになりがちだ。子は地域の宝。叱ってあげたいけど…。皆さん、どうしてですか。(伊丹昭史)

よその子と接する機会が多いのは、まず母親。兵庫県川西市の子育て支援施設を訪ねてみた。集まっていた母親22人に「よその家の子でも叱るべき？」と聞くと、手を挙げたのは20人。実際に叱ったことのある人も18人いた。

8歳と4歳の子を持つ女性(36)の近所では夕方、子どもが10人ほどで遊ぶのが日課。見守りながら、危ない遊びや変な言葉遣いを叱っているという。「お母さん同士の仲が良い。分かってもらえるから安心して叱れる」。一方で4歳の娘を連れた女性(44)は「よく知らない子だと親の方針が分からない。多少は目をつぶる」と慎重だった。

親同士の交流が少なそうな父親はどうか。伊丹市の父子の遊び場「ととりば」では「遠慮派」が多かった。3歳の息子と参加した同市の会社員男性(41)は「叱るけど優しく言う。泣いてしまったら別の問題が発生する」と苦笑する。

昔は近所の人に所構わず叱られた。「それは近所のみんなが知り合いやったから」とは猪名川町広根地区の男性(68)。近隣のニュータウンの子には「叱りにくい」という。同地区の男性(73)は数年前、通学路であいさつを返さない中学生数人を叱ったものの、後で「親に『何の資格で』と思われたら困る」と考え、県の「地域安全まちづくり推進員」に登録した。「叱る側も誠実さが必要。相手にも伝わればいいんやけど」と話す。

### ■理由説明、叱る以上に褒めて

よその子を立場上、叱らないといけない人もいる。スムーズにできる方法はあるのだろうか。

「親のようにピシャっと言えない分、理由をちゃんと説明する」とは、宝塚市総合福祉センターで毎月2回開設される「たからづか子ども食堂」の織田貴子副代表(47)。食後に館内を走り回る子どもたちに「けがしてセンターに迷惑をかけたら、場所を使わせてもらえなくなるよ」と説明。「自分だけの問題でないことも理解してもらおう」という。

伊丹市立中央保育所では、担任以外も園児の性格や家庭状況に応じた声掛けができるように、情報交換を密にしている。叱るときは子どもの言い分を聞き、理由を話し、理解できたかを確認。園児の親への説明が保育士と食い違わないよう防ぐ目的もあるという。

叱られた時の園児の成長は親に伝え、喜びを分かち合う。谷口美鈴所長(60)は「自

分の子に好かれる保育士を親は信頼してくれる。叱る以上に褒め、認めることで、子どもはその人に叱られることを受け入れられるようになる」と話している。

#### ■子ども通じ、地域交流を 兵庫教育大・名須川副学長に聞く

よその子どもでも遠慮せず叱れる社会であることに越したことはないはず。何かヒントはないものか。幼児教育や子育て支援などが専門の兵庫教育大学、名須川知子副学長に聞いた。

よその子ども叱るためには、大人同士の信頼関係が必要。我が子が叱られても「あの人が言うんだから、この子が悪かったんだろう」と思えるようになる。

ただ、今は母親が孤独になりがち。子育ては子どもと一対一なので元々孤独感が強いが、昔は「大変でしょう」「このぐらいの熱なら大丈夫」と声を掛けてくれるサポート役が地域にいた。今は効率を求める社会になり、夫も含めて、みんなが忙しい。母親は周りに目が行きにくく「我が子主義」になりやすい。他人が子を叱りづらくなる。

地域交流が希薄になったことと少子化は関係があると思う。地域をつなぐのは子ども。昔は村祭りなど、子どもの行事がいろいろあって、大人が手伝うことで交流できていた。

今は子育て支援ルームなどが増え、母親らが相談したり友達をつくったりできるが、地域でもやれることはある。例えば、マンションの草むしりなどを年2回でも住民がやる。子どもは張り切って草を集めるなどして場をなごませ、大人同士をくっつけてくれる。「子ども祭り」など子どものための行事なら、子のいない人も含めて協力を得やすいと思う。

## 知的障害児・者、家族のため活動 好村さん、厚労相表彰報告

東京新聞 2018年1月29日



松戸徹市長（右）に厚労相表彰を報告する好村肇さん＝船橋市役所で

知的障害児・者とその家族のための活動を続けている「船橋市手をつなぐ育成会」会長の好村肇さん（77）＝同市松が丘＝が、厚生労働相の本年度の更生援護功労者として表彰された。好村さんは23日に市役所を訪れ、松戸徹市長に受賞を報告した。

好村さんは、息子に知的障害があったことがきっかけで同育成会に入会。2009年から会長を務めている。長年、市知的障害者相談員として活動しており、市障害福祉団体連絡協議会長でもある。

こうした活動が評価され、大臣表彰された。好村さんは「身内に障害者を抱えると、隠そうとする人が多い。しかし、オープンにしないと（周囲の人に）理解してもらえない、との思いで活動してきた」と思いを語った。東京・霞が関での表彰式後、皇居で天皇・皇后両陛下に会ったことから「貴重な体験をさせていただいた」と笑顔を見せた。

このほか、厚労相の本年度社会福祉功労者として船橋市内から4人が表彰され、24日に松戸市長に報告した。（保母哲）

4人は次の通り。

民生委員・児童委員功労者 金子千代美さん（湊町地区民生委員児童委員協議会長）、大山文世さん（八木が谷地区民生委員・児童委員協議会副会長）▽社会福祉事業従事功労者 武石直人さん（県福祉援護会理事長）▽地域福祉活動功労者 越智完司さん（事業団二和住宅自治会長）

## 障害者が「手作り」干し芋 小山市の農福連携 3種を商品化

産経新聞 2018年1月29日

小山市が進める農福連携事業の一環として、社会福祉法人「パステル」（同市乙女）が運営する「CSWおとめ」（同）の施設利用者が農薬や化学肥料を使わずサツマイモを栽培し、

干し芋に加工、商品化した。栽培1年目でイモの収穫量は少なく、品切れの場合もあるが、順次出荷し、道の駅思川（同市下国府塚）で販売する。障害者が地道な作業をこなして天日干しの自然の甘みを引き出した手作りの干し芋だ。

障害者が職場や地域で活躍できるよう、雇用創出を図る農福連携事業。CSWおとめは介護と就労支援の多機能型事業所で、地域交流センター、ギャラリー、レストラン、パン工房などを併設し、施設利用者に仕事や地域との交流の場を用意している。

同市と連携し、施設利用者が同道の駅管理の畑など計8アールで「紅あずま」「紅はるか」「玉ゆたか」の3品種を栽培し、昨年11月に約700キロを収穫した。さらに干し芋に加工することで付加価値を付け、障害者の収入確保を図った。

収穫後、ふかしてスライスし、乾燥させる。さまざまな作業で施設利用者がそれぞれの役割を果たす。矢口真菜美さん（23）は「イモをふかして皮をむいて、切って並べた。楽しかった」と作業に自信を持った。パステル常務理事、石橋須見江さん（78）は「みんな同じじゃない。土や水が嫌いな人もいれば、その逆もいるし、人と対面するのが苦手な人はもくもくと商品を作る仕事もある。それぞれ合った作業があり、いいところを引き出せる。給料を得て自信にもなる」と効果を期待する。

パッケージの原画を描いた斎藤一（はじめ）さん（29）は「秋の日をイメージした」と得意分野を発揮。今月26日には同道の駅で試食・販売会を開き、130袋を販売した。「甘いけど、ちょっと硬い」。購入者に品種の違いを説明していたのは樋口広和さん（40）。「食べてもらえたらうれしい」

1袋180グラム入り500円。同道の駅を運営する小山ブランド思川は「新たな小山のブランド品になってくれれば。販売面で支援したい」とし、連携する同市農政課は2年目の今年の収穫量を倍増の1400キロと想定している。石橋さんは「農福連携は大きなテーマ。福を呼ぶように頑張りたい」と力を込める。

## ネット依存、京大でも 「本当の知識が身に付いていない」と山極寿一学長

産経新聞 2018年1月28日

スマートフォンが子どもの発達に与える影響などについて考えるシンポジウムが28日、福岡市であり、世界的なゴリラ研究者の山極寿一京都大学長が講演で「ネット社会によって五感を使った交流が失われつつある」とし、子育てを取り巻く現状に懸念を示した。

山極学長は、ゴリラには互いに正面から顔を近づけてコミュニケーションを図る習性があり、目を見て感情を読み取れる、と説明。「人間にも同様の共感能力があるが、ネット社会の発達で対人関係が希薄になり能力が減退している」と指摘した。

また、大学で情報の入手をネットに頼っている学生が増えているとして、「本当の知識が身に付いていない。相手と直接関わりあうことが大事だ」と対話の重要性を強調した。

インターネット依存症の専門外来を設け、患者の臨床研究を進めている国立病院機構久里浜医療センター（神奈川県横須賀市）の樋口進院長は、オンラインゲームや会員制交流サイト（SNS）の影響について指摘。「ネット依存で脳神経細胞が死滅したという研究もある。ゲーム依存の場合は使用を完全に断ち切ることが必要だ」と訴えた。

小児整形などが専門の帖佐悦男宮崎大教授は、スマホを1日3時間以上使用した小学生の運動能力が低下しているというデータを紹介した。

シンポジウムは福岡市のNPO法人「子どもとメディア」が企画し、約600人が参加した。

## 発達障害の生徒を個別支援「通級指導」高校で導入 兵庫県立校

神戸新聞 2018年1月29日

文部科学省は2018年度から、発達障害などを対象にクラスに在籍しながら特性に

じた授業を別途受ける「通級指導」を、従来の小中学校に加え高校でも導入する。これを受け、兵庫県教育委員会は、県内全域で複数の県立モデル校を指定する方針を固めた。地元の小中学校と連携し、学びの連続性を確保する。

県教委によると、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）など、公立小中学校での通級指導対象者は年々増え、2017年度は約2700人と、06年度の約4倍に上る。

一方で、進学で特別支援学校に行くかどうか判断に苦しんだり、高校での支援を不安に思ったりするケースもある。そのため、文科省の専門家会議が16年3月、高校での通級指導を進言し、導入が決まった。大半の授業を通常学級で学び、人間関係やコミュニケーション力をはじめ学習・生活上の困難を改善する授業を別に受ける。

文科省の方針を受け、県教委は17年11月、中学から高校への支援内容を引き継ぐガイドラインを作成。さらに文科省研究指定校として先行実施している西宮香風高のほか、中学で通級指導を受けた生徒のいる県立高を中心にモデル校を選定することにした。

県教委は当面、対象を発達障害の生徒に限る方針。普通科や職業学科など多様な学校を選ぶといい、18年度当初予算案に事業費を盛り込む予定。近隣の小中、特別支援学校と連携して授業内容を研究する。

県内では16年度に通級指導を受けた発達障害の中3生約200人のうち、半数が県立高校に進んでいる。（井上 駿）

【通級指導】小中学校の通常学級に在籍し、主に学習障害（LD）や自閉症といった軽度の発達障害などの児童生徒を対象に実施。特性に合わせ、身体動作や人間関係、コミュニケーションといった個別指導を行い、学習・生活上の困難の克服または改善を目指す。学校教育法施行規則が改正され、2018年度から高校でも実施が可能になった。基本的に授業を別に受ける「特別支援学級」とは異なる。



## 「障害者に配慮を」要望相次ぐ 名古屋城復元巡りシンポ



日本経済新聞 2018年1月28日  
 天守閣の木造復元について説明する市の担当者ら（28日、名古屋市中区）

名古屋城天守閣の木造復元で名古屋市は28日、市民向けシンポジウムを中区の鯉城ホールで開いた。障害者とその家族の姿が目立ち、「人工呼吸器を付けた人はチェアリフト（階段昇降機）に乗るのは難しい」「電動車いすの人も気軽に見られるようエレベーターを付けてほしい」などの注文が相次いだ。河村たかし市長は「知恵を出していきたい」と述べた。

木造復元する天守閣のバリアフリー化を巡っては、市は当初、エレベーターを設置せずにチェアリフトなどで代替する方針を示した。ただ障害者団体が反発。市は昨年未だに全庁的なチームを立ち上げ、再検討している。

同日のシンポジウムには約300人が足を運んだ。参加者からは「木造復元には賛成だ。市の魅力向上につなげてほしい」といった意見が出た一方で、「今、わざわざ木造復元する理由がわからない」などの声も上がった。

河村市長は「(昨年4月の)市長選で私は早期木造復元を掲げた。選挙の結果をみれば、(復元は)民意だ」と強調し、「やり抜かなければならない」と語った。



## 【私説・論説室から】車いすのお笑い芸人

東京新聞 2018年1月29日

車いすのお笑い芸人、ホーキング青山さんをご存じだろうか。最初に会ったのは二十一世紀の最初、十七年前になる。

先天性多発性関節拘縮症という生まれつきの障害がある。手足が動かない。

芸風は毒舌である。健常者の障害者への「偽善」を鋭く突き、障害者の社会への接し方への違和感も容赦なく指摘する。当時、書いた記事を見るとこんな感じだ。

街頭で見知らぬ「オバちゃん」から千円札をもらった経験を「決まって千円。百円じゃ少ないし一万円はあげたくない。偽善そのもの」。関心が高まったバリアフリーに対して「障害者がバリアフリーを望む姿勢も疑問。階段を上れないのなら、周りの人に声をかければいい。それができない障害者の心のバリアーの方が問題」。

彼は健常者、障害者双方から距離を置いて冷静に障害者をめぐる問題を観察している。

あれから歳月が過ぎたが、最近はどうだろうかと思っていたら先月、著作「考える障害者」(新潮社)が出版された。

出版の動機を青山さんに聞くと、乙武洋匡氏の不倫騒動や障害者が登場するテレビ番組、やまゆり園事件の扱われ方を見て「障害者の捉え方について問題の核心を誰も言っていない。デビューした二十年前と変わっていないから」と言う。その核心が何かは著作に譲るが、うなずきながら読んだ。(鈴木 穰)

## 社説 東京・足立の若年層支援 「あなたは大切」を伝える

毎日新聞 2018年1月29日

生きづらさを抱える若者や子供たちに、大人はどう手を差し伸べればいいのか。

ツイッターなどに自殺願望を書き込む若い女性が誘い出され、相次いで殺害された神奈川県座間市の事件は社会に重い課題を残した。

対策を考えるうえで、東京都足立区が区内の小中学校を対象にした取り組みに注目したい。

足立区では2006年に区内の自殺者が東京23区の中で最多となったことから、NPO法人「自殺対策支援センター ライフリンク」などと連携し、本格的に自殺対策に乗り出した。このうち若年層への支援として、14年度から区内の小中学校で、保健師らによる特別授業「自分を大切にしよう」を始めた。

授業では、不安や悩みを持つことは当たり前としたうえで、信頼できる大人を探し、SOSを出して相談することを勧める。さらに複数の相談機関の連絡先を書いた紙を渡し、つらくても信頼できる大人が見つからない時には連絡するよう伝える。

子供時代に家庭の不和で苦しんだ有名人のメッセージや、子供を勇気づけるJポップグループの歌も授業で使いつつ、子供たちに強く訴えるのは「あなたは大切な人だ」ということだ。

この授業を通じ、小中学生ともに親や教師、友人、スクールカウンセラーなどに相談するケースが増えてきたという。

一方、相談を受ける側の教師にも研修を実施している。「死にたい」という相談があったり、自傷行為があったりした場合に心がけることや対処方法を学ぶ。

対策を担当する足立区「こころとからだの健康づくり課」の馬場優子課長は「SOSをしっかりと受けとめられるスクールカウンセラーや養護の先生の体制を一層充実させることが今後の課題」と指摘する。

政府が昨年閣議決定した自殺総合対策大綱では若者や子供の自殺予防策として「SOSの出し方教育」を挙げている。足立区を先進例として、政府はこうした取り組みを全国に広げていくべきだ。

さらに、インターネットなどを使った若者への支援は単独の自治体では対応が難しく、国の積極的な支援が必要だろう。

**(社説) 介護報酬改定 利用者本位を忘れずに** 朝日新聞 2018年1月29日  
介護保険サービスで、事業者を支払われる介護報酬の4月からの改定内容が決まった。  
大きな特徴は、利用者の自立支援や重度化防止につながる取り組みに対し、重点的に報酬を手厚くしたことだ。

リハビリを強化・充実するほか、通所介護（デイサービス）で、日常生活で使う身体機能が維持・改善される利用者が多い場合に「成功報酬」を加算する仕組みを入れる。特別養護老人ホームなどでは、排泄（はいせつ）で介助が必要な人の「おむつ外し」を支援する取り組みも評価する。

身体機能が改善したり、自分でトイレに行ったりできるようになれば、利用者の生活の質の向上につながるだろう。

一方で、利用者が望まないサービスを事業者が強いたり、改善が見込めそうな軽度の人ばかり選んだりしないかという懸念もある。十分留意したい。

今回の改定には、高齢化が今後ピークを迎えるなかで、介護費用の伸びを抑える狙いもある。経済界などからは、給付の抑制策が不十分だとの不満も聞かれる。

厳しい介護保険財政への目配りは必要だ。ケアプランを作るケアマネジャーの能力と中立性を高める工夫など、無駄をなくす努力も続けねばならない。

同時に、利用者が自分らしく暮らすことを支えるという、介護保険の理念を見失ってはならない。

調理や掃除といった生活援助サービスについて、財務省などは利用回数に上限を設けるよう求めていたが、導入は見送られた。利用が平均を大きく上回る場合は自治体が設ける専門職らの会議で検証し、必要があれば改善を促すことになった。

利用回数が多い人には、ひとり暮らしや認知症の人も少なくないとされる。個々の事情をよく考慮してほしい。

介護人材の待遇改善も、引き続き待ったなしである。

今後の消費増税分を活用した改善策が検討されているため、今回の改定では具体策は限られる。しかし、介護報酬が全体として6年ぶりにプラス改定とされたのは、待遇改善による人手不足解消が喫緊の課題であることに配慮したからだ。事業者は肝に銘じてほしい。

利用者のニーズにあった質の高い介護サービスを提供することは、「介護離職ゼロ」を実現するための基本である。

そのためには、サービスのあり方だけでなく、税金投入や保険料を納める制度の担い手拡大など、負担増を視野にいれた議論も避けるべきではない。

**社説：【一律65歳見直し】安心できる制度が前提だ** 高知新聞 2018年1月29日

政府は、高齢者への施策の指針となる「高齢社会対策大綱」の見直し案をまとめた。

大きな特徴は、高齢者を定義する年齢について「65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現実的なものでなくなりつつある」と明記した点だ。

公的年金の受給開始時期を70歳以降とできることや、高齢者の就労促進に向けた施策、各種の数値目標なども盛り込んだ。

年齢による線引きでなく、働ける人は働いて社会を支える側に回ってほしい。見直し案から読み取れるのはそんな意図である。

65歳以上の割合を示す高齢化率は2016年の27%が、60年に40%近くまで上昇するという。働き手である15～64歳の生産年齢人口は、15年からの50年で4割以上も減る見通しだ。支える側が減る一方では、社会は成り立たなくなる。

高齢者の年齢に関して日本は、国際的な動向に合わせ慣例的に65歳以上としている。65歳を過ぎても働いたり、地域活動に汗を流したりする人は大勢いる。昨年1月には日

本老年学会などが、75歳以上とするよう求めて論議を呼んだ。年齢見直しは自然な流れだろう。

政府は今月中にも新しい大綱を閣議決定し、施策作りに入るといふ。誰もが安心できる制度とすることを大前提としなければならない。

雇用や社会保障についての考え方は人によって違う。「生涯現役」として働きたい人もいれば、早めにリタイアして自分の時間を大切にしたい人もいよう。給付と負担は人生設計に関わる重要な問題だ。考え方の多様化に合わせ、柔軟な内容とする必要がある。

公的年金の受給開始は原則65歳で、本人が申し出れば60～70歳の間で選択できる。受給開始を遅らせれば、受給額が一定増える仕組みだが、これを70歳以降まで広げることが検討するといふ。70歳以降も働ける人は、受給開始の時期と受給額を選択肢が広がることになる。

就労では、ハローワークに専門の窓口を設け、再就職を支援する考えだ。企業は法で65歳まで雇用を確保することが定められている。年齢や能力などに応じた勤務の形や時間を考えるなど、さらに雇用環境を整える必要がある。

年金、医療、介護など社会保障費は膨らむ一方だ。予算編成は年々厳しさを増しており、持続可能かは予断を許さないといっている。元気ある高齢者に「自助」を求めざるを得ないとしても、納得できるよう慎重に進めるとともに、社会の機運を高めていく姿勢が欠かせない。

危惧するのは、支える側に回ることを強いる雰囲気になりはしないかという点である。経済的に苦しい人や健康を害した人には支援が不可欠だし、社会保障費の削り込みを優先させることは許されない。

高齢者だけでなく、幅広い世代に関係する問題だ。政府には理解を広げていく努力が求められる。

## 社説：法テラス拡充 司法と福祉の橋渡しに注力を 読売新聞 2018年01月29日

相談が来るのを待つのではなく、困っている人に積極的にアプローチする姿勢が求められる。

日本司法支援センター（法テラス）の業務を拡充する改正総合法律支援法が施行された。判断力が低下した高齢者や障害者ら、法的サービスを自ら求めることが難しい人たちが、新たに支援の対象となった。

福祉機関の職員らが申し込めば、弁護士や司法書士が自宅や施設に出向き、出張相談に応じる。経済的に苦しい人は、その後の裁判費用を立て替えてもらえる。

独り暮らしの高齢者が消費者被害に遭うなど、トラブルに巻き込まれるケースは多い。財産管理で成年後見制度の利用が必要な人もいる。業務の拡充で、支援の手が届きにくかった人たちを救えるようになった意義は大きい。

法テラスは、法務省所管の法人だ。「国民に身近な司法」を目指す司法制度改革の一環として、2006年に設立された。111か所に事務所がある。業務運営費の約7割が国費で賄われている。

経済的な困窮者を対象にした無料の法律相談には昨年度、30万件近い利用があった。当初の2倍以上にまで増えている。

トラブルを抱えたまま、誰にも相談できずに困っている人が多いことの証左である。

相談のうち、10万件超は実際に裁判などの法的手続きに進んだ。法テラスの常勤弁護士や契約弁護士らが代理人となり、約6割で勝訴や和解に持ち込んだ。

法テラスでは「司法ソーシャルワーク」も進める。弁護士が福祉や行政の関係機関と連携して、問題を解決する取り組みだ。福祉事務所で生活保護受給者の相談に乗ったり、成年後見の申し立てを助言したりしてきた。

業務拡充を機に、法テラスは、司法と福祉の橋渡し役を今以上に果たしてもらいたい。

改正法の施行で、配偶者からの暴力（DV）やストーカーの被害者も法律相談を受けられるようになった。刑事事件に関する案件はこれまで、原則対象外だった。

熊本地震など、大規模災害の被災者からの相談にも応じている。業務の拡大に対応するため、地域の弁護士会との連携を強化し、多彩な業務を担う契約弁護士を増やす必要があるだろう。

法テラスの存在が周知されているとは言い難い。「全く知らない」という人が、未だに4割を超える。業務拡充を実のあるものにするには、福祉機関などを通じて利用を呼びかけることが大切だ。

## 社説：配偶者控除／女性活躍の理念はどこへ

河北新報 2018年1月29日

配偶者が専業主婦やパートで働く世帯の所得税を軽減する配偶者控除制度が1月から変わった。そもそも制度の見直しは、女性の就労機会拡充や若い世代に光を当てる税制を目指していたが、当初の理念にはほど遠いままだ。

満額の38万円控除を受けられる配偶者（多くは妻）の年収上限が103万円以下から150万円に拡大される。上限を超えると徐々に減る特別控除は、従来141万円以上だった「ゼロ」ラインが201万円超に上がる。控除額は世帯主（多くは夫）の年収によって3段階になる。

いわゆる「103万円の壁」を取り払い、働く意欲がありながら、上限を超えないように仕事をセーブする就業調整をなくそうというものだが、その効果は疑問だ。

女性の就労人口は増えている。しかし、役員を除く女性雇用者の4割超はパート・アルバイト。厚生労働省の2016年調査ではパートタイムで働く女性の23.6%は配偶者があり、その92.4%は主に夫の収入で生活している。

22.8%が就業調整をしており、その44.8%が配偶者控除を理由に挙げた。自身の所得税非課税枠や、健康保険などの被扶養者枠も半数が理由にしている。

新たな「150万円の壁」はもちろん、社会保険加入、夫の勤務先の家族手当支給要件と壁はなお多い。どうすれば家計にとって損をしない働き方になるかにきゅうきゅうとしながら、年収ラインに合わせた就業調整が続くだろう。

政府の試算によれば、時給1000円で1日6時間、週5日働く人の給与年収が144万円程度なのだという。勤務を増やしたとすれば、パートの身分のまま、ますます正規社員と変わらない働き方になっていく。これで就労意欲が高まるはずがない。

一方で、女性は正規職員でも半数が年収300万円未満。夫婦とも年収が200万円台という共働き世帯に、配偶者控除の恩恵は及ばない。

配偶者控除は、高度成長期の1961年に、夫はモーレツ社員として働き、専業主婦の妻が子育てや家事を担うという性別分業の家庭像を前提につくられた。共働きが専業主婦世帯を上回り、単身世帯も増えた今の日本社会にそぐわないのは明らかだ。

当初は女性活躍推進や働き方改革というお題目で、実のところは労働力の拡充を目的に、廃止も視野に制度の見直しに着手したはずだった。

女性が働こうとすれば育児や家事の負担が増し、そのためのサービスを受ければお金が掛かり、稼ぎは目減りする。働かない方が得と思わせるようなゆがんだ制度は撤廃するべきである。

小手先の控除で減税をアピールするより、税収分で社会保障を整えていくことが国民にとっての利益ではないか。中途半端な見直しのまま壁を温存することは許されない。

